

当館管轄3州における水際対策強化措置(入国者の14日間の自宅隔離)

2020年4月10日

在フランクフルト日本国総領事館

【ポイント】

●4月9日、当館管轄内のヘッセン州、ラインラント・プファルツ州、ザールラント州は、各3州への入国者・帰国者の14日間隔離措置に関する罰則付きの政令を公表（又は既存の政令を改正）したところ、概要は以下のとおりです。

【本文】

1. ドイツ国外からヘッセン州、ラインラント・プファルツ州、ザールラント州（以下、各3州）に入域した者は、ドイツ入国後、遅滞なく、直接の経路で自宅又は適した宿泊場所に向かい、そこで14日間の隔離を行わなくてはならない。これは、最初にドイツの他の連邦州からドイツ国内に入国した者にも適用される。これらの者は、自宅又は宿泊場所での隔離期間中は、同居人以外の者による訪問を受けてはならない。また、遅滞なく所管当局（注）に連絡し、隔離の事実を報告する義務がある他、病気の症状が現れた際には同じように、遅滞なく報告しなくてはならない。

（注）：所管当局は、条文の中でヘッセン州では各地の保健所、ザールラント州では各地の警察とされています。ラインラント・プファルツ州は条文の中で明示しておりませんが、各地の保健所に連絡するようにとのことです。

2. 各3州は、隔離措置の例外となる場合をそれぞれ定めており、それぞれの主な場合は以下5のとおりです。なお、これらの例外が認められる場合の条件として、ロベルト・コッホ研究所の定める新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる症状が見られないことが必要です。

3. 各3州の政令に定める禁止事項に違反した場合には、秩序違反行為として反則金を科されるとされています。

4. 各3州の政令は、それぞれ4月10日から実施され、ヘッセン州では4月19日、ザールラント州では4月20日にそれぞれ失効するとされています。ラインラント・プファルツ州では、州令の中で失効日が明示されていません。

5. 隔離措置が免除される場合（いくつかの例）

○ヘッセン州

（1）職業上の理由から、道路、鉄道、海路及び空路により、人、物及び商品を国境を越えて輸送する者で、国外での滞在時間が72時間より短い場合

（2）通勤者のうち、医療制度及び介護施設の機能等を保障するために必要不可欠であ

る者で、活動の必要性について雇用者又はその他の委託者によって書面で証明された場合

(3) 航空、海上、鉄道若しくは長距離バス事業者の従業員・乗務員として国外に滞在していた者で、国外での滞在時間が72時間より短い場合

(4) 必要不可欠かつ延期できない職業上もしくは医療上の理由により、毎日ドイツに入国するか、ドイツ滞在が72時間以内となる場合

(5) 国外での滞在が48時間以内の場合

(6) 通過のために独に入国する者で、ヘッセン州に入域後、直接の経路で州外へ出る場合

(7) その他の正当な理由が認められる場合

○ラインラント・プファルツ州

(1) 職業上の理由から、道路、鉄道、海路及び空路により、人、物及び商品を国境を越えて輸送する場合

(2) 通勤者のうち、医療制度及び介護施設の機能等を保障するために必要不可欠である者で、活動の必要不可欠性について雇用者又はその他の委託者によって書面で証明された場合

(3) 航空、海上、鉄道若しくはバス事業者の従業員・乗務員として国外に滞在していた場合

(4) 必要不可欠かつ延期できない職業上もしくは医療上の理由により、毎日ドイツに入国するか、ドイツ滞在が5日以内となる場合

(5) 国外での滞在が72時間以内の場合

(6) 共同での子に対する保護権、同居していないパートナーの訪問、緊急の医療行為、又は保護の必要がある者の援助や介護、職業訓練や学業といった社会的な要素が重視される場合

(7) 通過のために独に入国する者で、ラインラント・プファルツ州に入域後、直接の経路で州外へ出る場合

(8) その他の正当な理由が認められる場合

○ザールラント州

(1) 職業上の理由から、道路、鉄道、海路及び空路により、人、物及び商品を国境を越えて輸送する場合

(2) 通勤者のうち、医療制度及び介護施設の機能等を保障するために必要不可欠である者で、活動の必要不可欠性について雇用者又はその他の委託者によって書面で証明された場合

(3) 航空、海上、鉄道若しくはバス事業者の従業員・乗務員として国外に滞在していた場合

(4) 必要不可欠かつ延期できない職業上もしくは医療上の理由により、毎日ドイツに

入国するか、ドイツ滞在が5日間以内となる場合

(5) 国外での滞在が72時間以内となる場合

(6) 共同での子に対する保護権、同居していないパートナーの訪問、緊急の医療行為、又は保護の必要がある者の援助や介護、職業訓練や学業といった社会的な要素が重視される場合

(7) 通過のために独に入国する者で、ザールラント州に入域後、直接の経路で州外へ出る場合

(8) その他の正当な理由が認められる場合

6. 各州の発表文は、こちらをご覧ください。

●ヘッセン州

https://www.hessen.de/sites/default/files/media/lesefassung1.coronavo_1.pdf

●ラインラント・プファルツ州

https://corona.rlp.de/fileadmin/rlp-stk/pdf-Dateien/Corona/200409_5AEnderungsVO_CoBeLV0_002_UntS.pdf

●ザールラント州

<http://www.amsblatt.saarland.de/jportal/portal/t/fv6/page/fpverksl.psml;jsessionid=374D1BD519F0E202B7EB30C5CA62D202.jp23?nid=VB-SL-ABII2020247-G&cmsuri=%2Fverkuendung%2Fde%2Fsaarland%2Fnachrichten%2Fzeigenachricht.jsp>

○ドイツ連邦内務省プレスリリース

<https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/pressemitteilungen/DE/2020/04/muster-verordnung.html>

○各州政府の防疫対策（在ドイツ日本国大使館ホームページ）

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD4

【参考】

■外務省海外安全ホームページ（ドイツ）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_165.html#ad-image-0

■ドイツ連邦保健省（新型コロナウイルスに係る最新情報）

<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/coronavirus.html>

■ロベルト・コッホ研究所（新型コロナウイルスに関するQ&A）

https://www.rki.de/SharedDocs/FAQ/NCOV2019/FAQ_Liste.html

https://twitter.com/rki_de

■ドイツ連邦外務省（渡航情報）（最新情報）

<https://www.auswaertiges-amt.de/de/ReiseUndSicherheit/reise-und-sicherheitshinweise/letzteaktualisierungen>

■厚生労働省

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○水際対策の抜本的強化に関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

○咳エチケット

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>

■世界保健機関 (WHO)

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

<https://twitter.com/who>

■在留届 (3か月以上滞在される方) / 「たびレジ」 (3か月未満の渡航の方)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

■スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

【お問い合わせ先】

在フランクフルト日本国総領事館

MesseTurm 34.0G, Friedrich-Ebert-Anlage 49, 60327, Frankfurt am Main

代表電話 : +49-(0)69-2385-730 (閉館時は緊急電話対応業者につながります)

領事部メール : konsular@fu.mofa.go.jp